

## 第2回金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会

### 1 日時

令和7年11月27日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場所

警察庁第1会議室

### 3 有識者委員

金子 正志	弁護士
川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
佐古 和恵	早稲田大学理工学術院教授
中里 和義	一般社団法人全国銀行協会コンプライアンス部長
野口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
橋爪 隆	東京大学大学院法学政治学研究科教授
米山 真梨子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常務理事

### 4 警察庁出席者

松田 哲也	長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
鎌谷 陽之	刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

### 5 関係省庁

法務省刑事局公安課  
金融庁総合政策局リスク分析総括課

### 6 議事概要

#### (1) 事務局からの説明

事務局から資料に基づいて説明があった。

#### (2) 自由討議

有識者委員からの主な意見は以下のとおり。

##### ア 「架空名義口座」を利用した措置に係る相当性について

- 通常、行政上の措置に関しては、その行政目的に照らして、当該措置によって達成される効果と当該措置による権利の侵害の程度との均衡を考えることとなる。しかしながら、今回の「架空名義口座」を利用した措置については、その対象者との関係で何らかの権利の侵害というものは考えられない。問題にするとすれば、警察が譲渡した「架空名義口座」に財産を振り込むなどして被害を受けた者との関係であるが、犯罪グループは警察が口座を譲渡しなかったとしても別の者から口座を買って犯罪を行うであろうから、警察の行為によってそうでなければ起こらなかつた新たな犯罪が行われたというものではない。加えて、被害者への被害回復がなされることが前提の制度であるから、その点からも被害は問題とならない。このほかに、警察が「架空名義

口座」を譲渡することと、預貯金口座の不正な譲渡を禁じる犯罪収益移転防止法第28条との関係も問題となるが、「架空名義口座」を利用した措置は、預貯金口座が犯罪に利用されることを防止するもので、むしろ同条の目的である「預貯金口座の利用の適正」の趣旨に適合するものであるため、この点についても相当性が認められるという結論になろう。

- 行政上の比例原則が、事前に行行政が色々取り得る手段がある場合の選択の問題として適用されるものとの理解に立てば、本措置の相当性は、比例原則の問題の側面もあるかもしれないが、むしろ、行政がこのような措置を講じることが、行政措置についての信頼保護や信義則の観点から見てどうかという問題ととらえることができる。また、架空名義口座に振り込んだ者とそれ以外の口座に振り込んだ者の取扱いの平等性という問題も生じうるかもしれない。ただ、いずれにせよ、本措置に相当性があるとの結論に変わりはないのではないか。

#### イ 「架空名義口座」に移転された財産の返還について

- 被害者が損害賠償請求等の民事手続で被害回復をする場合、まず保全処分を行うこととなるが、その際に被害者は保全しようとする財産の一定割合に相当する保証金を用意する必要があり、暴力団被害救援基金からの支援はあるものの、被害回復のハードルとなっている。また、保全処分と本案で2回の裁判をする必要があり、実際に被害回復がなされるまでには時間も掛かる。本措置において警察から返還を行う場合、被害者にとってこうした負担がなく、有意義な施策と考えられる。
- 「架空名義口座」を利用した措置は基本的には一般の人の知らないところで行われ、たまたま当事者になったときにだけ関係するものであり、大多数の人には関係のないものだと思う。その上で、たまたま当事者となった場合のことを考えると、「架空名義口座」を作らなければ被害金を振り込むことがなかったのであれば、返還することによりその状態を元に戻せる方が分かりやすい。「給付金の支給」として一般の振り込め詐欺の被害者と同じ扱いとすると、「架空名義口座」をなんで作ったのか分からなくなるような気がする。
- 「架空名義口座」を利用した措置を実施することには賛成であり、また、当該措置の実施の結果として「架空名義口座」に入ってきた財産を被害者のために使うことも賛成である。ここで、「架空名義口座」に入ってきた財産の処理の手続を規定する必要がある。問題は、架空名義口座に入っている財産をどのようなものとみるかであって、二つの考え方があり得ると思われるが、行政の事務負担を軽減する観点からは、「返還」と「給付金の支給」の制度は一本化する方向で考えるのがよいのではないかと考える。その上で、「架空名義口座」への直接の入金者かそれ以外かについて救済のレベルを分ける必要があるということであれば、申請者のステータスに応じて別途の取扱いを行うことは不可能ではないのではないか。なるべくシンプルな制度設計とすることを追求すべきである。
- 返還手続については、被害者から「架空名義口座」に入金された全額を返還することになるが、給付金の支給手続については、犯罪利用口座から金銭が引き出され、被害者から入金された全額

が残っているとは限らないため、被害額全額の支給ができるわけではないという違いがあることに留意する必要がある。

- 返還手続と給付金の支給手続はどちらも行う必要があり、両者を明確に分けるべきである。  
「架空名義口座」に直接入金した被害者にとっては、警察が「架空名義口座」を提供したことが原因で被害金を振り込んだといえなくもなく、このような経緯に鑑みれば返還手続で全額を返還する必要がある。警察は当該財産を費消することはなく全額が残っているので、全額の返還が可能である。他方で、給付金の支給については、犯罪利用口座を経由するものであり、全額の返還はほとんど不可能であり一部の返金しか受けられない性質のものである。返還と給付金の支給では被害者の状況にこのような違いがあるので、取扱いは分けるべきである。
- 入金者になりすまして警察から財産の返還を受けようとする者は、犯罪グループに限らず、個人もあり得るため、両方を念頭に置いた対策を講じる必要がある。
- 本措置が導入された場合にその余波として、警察等になりすまして「手数料を頂ければ被害金の返還が可能である」といった形での詐欺が発生することも懸念されるため、こうした詐欺への対策として、そのような話はないのだということを広報する必要がある。
- 「架空名義口座」に入金した入金者が被害者なのか、犯罪グループなのか区別する調査に時間が掛かる（特に暗号資産の場合に顕著）ため、返還のための公告を開始する時期が遅くなることがあり得ることには留意が必要。
- 犯罪グループは、複数の入手先から口座を収集していることが一般的であることから、ある被害者は架空名義口座に、ある被害者はそれ以外に被害金を振り込む場合が想定される。このような場合に、振込先の口座によって返金される額に違いが生じることについて、公平性の観点から検討が必要であると考える。
- 犯罪グループが「架空名義口座」に入金した財産の返還を求めてきた場合を想定すると、それは犯罪収益である可能性が高いので、警察としては当該財産の没収や追徴を念頭に置いた捜査を行う必要がある。そのほかにも、被疑者の検挙のための捜査を行う必要がある場合などを考えると、犯罪の捜査に支障がある場合には財産の返還を一時留保することを可能とするような法律上の根拠を設けることが必要となろう。
- 被害者の代理人弁護士からの「架空名義口座」に対する口座凍結要請のほか、債権者代位訴訟といった民事訴訟の提起等が考えられる。その場合には返還を一時的に留保しつつ、金融機関と警察が連携して対応することになると考えられるが、その際の金融機関の負担にも配慮する必要がある。また、被害金の返還や給付金の支給の段階においても、金融機関に協力を求めるのであれば、金融機関の負担に配慮する必要がある。

#### ウ 関連する被害者の被害回復のための給付金の支給制度について

- 振り込め詐欺救済法ができた当時は振込型の被害が大半を占めていたかもしれないが、今は現金手交型、現金送付型、キャッシュカードをだまし取る形など、様々な交付形態がある。他方で、被害者が犯罪グループに現金を手交したような場合、「架空名義口座」に入金された金銭がその被害金であるかを追跡することは現実的に困難であると思われることから、給付金の支給対象範囲を、預貯金口座等を通じて被害金を移転させた被害者に限定することには合理的な理由がある。
- 給付金の支給の事務については、都道府県公安委員会が行うことには賛成であるも、実際は都道府県警察の職員が補佐することになると思うので、職員の事務負担が重くならないよう配慮すべきである。
- 給付対象者が複数いる場合、給付金の原資となる残余金がその被害総額に満たない場合が考えられるが、残余金の分配に当たっては、既にある制度を参考にして、そのような場合の分配が給付対象者間でアンバランスにならないよう、公平に行う必要がある。
- 警察が出した公告にみせかけてさらに詐欺が行われることも考えられるので、公告を実施する際には、それが警察によって発信された真正な情報であることが分かるようにデジタル署名を付けるなどの技術的な対応を行うことも検討してはどうか。

#### エ 「架空名義口座」を利用した新たな措置に関するその他の事項について

- 「架空名義口座」という名称が用いられているが、警察が開設するもの以外にも、「架空の名義の口座」というのは存在し得るので、警察が用いている口座かどうかが名称上分からず。法律を作成する段階や、一般市民に本制度に関する資料を提供するに当たっては、例えば「措置口座」など、警察が行う措置で利用する口座であることが明確となるような名称とした方が良いのではないか。
- 本措置の実施に当たり、協力する特定事業者に措置の支障となるような義務を課さないことをするのは当然のことではあるが、法的安定性の観点から、義務の適用が除外されることを明らかにするために明文の規定を置いた方が良いだろう。
- 「架空名義口座」を警察が管理するといつても、これを用いて行われた取引の記録は金融機関で保存しておく方が良いのではないか。
- 犯収法第11条の継続的顧客管理や、犯収法以外の法令においても金融機関に課されている義務があるところ、そういう義務について適用除外とする必要がないかを検討する必要がある。
- 金融機関は「架空名義口座」を管理する立場となるが、一般の方からすると自分が振り込んだ口座が通常の口座なのか、「架空名義口座」なのかは分からない。「架空名義口座」への被害金の

入金については、直接の入金だけでなく、犯罪利用口座を経由した被害金の取扱いを含めて、振り込め詐欺救済法が適用されるのか本措置が適用されるのかについて、整理が十分に行われる必要がある。

#### オ 口座譲渡等の罰則の在り方について

- 罰則の引上げに関する考え方について補足をしたいが、前提として、犯罪収益移転防止法第28条は預貯金口座の利用の適正という社会的法益に対する罪であり、預貯金口座が詐欺等の財産犯に使われているからといって、個人的法益に対する罪であるというわけではない。むしろ、詐欺等の財産犯に預貯金口座等が不正に用いられ、しかも、その被害が拡大している現状から、口座の利用の適正に関する社会的ニーズが更に強くなっていることだと考えられる。

#### カ 有償で他人に財産を移転させる行為への対応について

- 「正当な理由」があるかどうかとは別に、「有償」の場合に限る旨の要件を設ける理由について補足したい。送金行為を無償で行う者については、善意であり正当性があるものがほとんどであると考えられるが、正当性という要素だけで当罰性がないものを全て除外できるかというと、例えば口座を作れない人間に代わって無償で送金を行う行為の中には正当性が認められないものもあるかもしれない。しかしながら、「無償」の行為は、正当ではないとしても、反復模倣される危険性は少なく、当罰性が高い行為とは言えないだろう。すなわち、無償であれば正当性があるとは必ずしも言えないであり、正当かどうかとは別の要件として、有償行為に限定する要件を設ける意義はある。
- 送金バイトは、預貯金口座の不正譲渡の脱法的行為であるとはいえ、新設する罰則であり、その法定刑について、今回引上げを検討している既存の犯罪収益移転防止法第28条の法定刑と全く同じことには躊躇がある。同条よりも法定刑を下げた上で罰則を新設することが適当かもしれない。

以上